

第 5541 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月30日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

固定資産税減税の注意点

Q：固定資産税減税がスタートしたそうですが、この特例を受けるに当たり何か注意することはありますか？

A：年末までに認定されない場合は、減税期間が2年になってしまいます。

【解説】

中小企業等が取得した新品の機械装置の固定資産税を軽減する特例を盛り込んだ「中小企業等経営強化法」が7月1日に施行されました。これにより、固定資産税減税の適用が受けられることになったのですが、以下の点に注意してください。

この特例は、固定資産税の課税標準額を最初の3年間に限り2分の1とする特例ですが、この特例を受けるには、経営力向上計画を策定し国の認定を受けなければなりません。

今回の特例は、計画の認定後に取得した設備だけでなく、計画の認定前に取得した設備であっても対象とされますが、認定前に取得した設備については、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理されなければなりません。

また、機械装置を取得した後、年末までに計画の認定が受けられない場合には、減税期間が3年受けられず、2年になってしまいますのでスケジュールについても注意する必要があります。

